

4.6 歯と口の健康づくり《健康は歯から》

重点課題

- 8020運動の推進
- かかりつけ歯科医や歯間部清掃用具の意義の啓発
- 幼児のう歯予防の推進

行動方針

- ◆ 生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進
- ◆ 市町村等関係機関・団体に対する専門的・技術的支援の充実
- ◆ 府民主体の8020運動の推進
- ◆ 産学官民連携による推進
- ◆ 定期的な歯科検診受診に対する啓発
- ◆ 歯間部清掃器具使用についての啓発
- ◆ フッ化物歯面塗布の普及
- ◆ 間食としての甘い食品、飲料の頻回飲食制限についての啓発

行動目標

	前計画策定時	中間評価	現状値	目標値 (H24)
80歳で20歯以上自分の歯を有する人	15.3%	18.0%	—	20%以上
60歳で24歯以上自分の歯を有する人	44.1%	43.2%	—	50%以上
歯間部清掃用器具を使用する人の割合(40歳)	19.3%	32.8%	—	50%以上
歯間部清掃用器具を使用する人の割合(50歳)	17.8%	48.0%	—	50%以上
う歯のない幼児の割合(1歳6か月児)	96.6%	97.4%	—	98%以上
う歯のない幼児の割合(3歳児)	61.7%	69.9%	—	80%以上
間食として甘い食品、飲料を頻回飲食する習慣のある幼児の割合(1歳6か月児)	39.2%	19.7%	—	— ※

歯周病は、近年の研究成果により、全身の疾患との関係も明らかになってきており、例えば糖尿病は歯周病を悪化させ、歯周病は糖尿病や心臓血管疾患を悪化させるといふ、双方向の影響が指摘されています。また、高齢者では口腔機能の低下と低栄養や誤嚥性肺炎などとの関係が指摘されていることから、府民の健康づくりのためには、歯と口の健康づくりの推進が不可欠です。

※ 計画策定時において設定していないため、未設定。

◆ 生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進

80歳で20本以上自分の歯を持つ人は、19本以下の人と比較して医療費が低いとも言われており、歯の喪失の2大要因、う蝕(むし歯)と歯周病の予防は、

医療費の適正化にも大いに寄与すると考えられることから、全身の健康づくりや食育の推進、介護予防と連携して、出生前・乳幼児から成人、高齢者に至る生涯を通じた歯と口の健康づくりと口腔機能の維持・向上を推進します。

◆ 市町村等関係機関・団体に対する専門的・技術的支援の充実

生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進するためには、母子歯科保健事業、学校歯科保健事業、成人・高齢者歯科保健事業、8020運動（生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうという運動）等の歯と口の健康づくり事業が、十分な科学的根拠に基づき効果的に実施される必要があることから、府は、これらの事業を実施する市町村や教育委員会、(社)大阪府歯科医師会等の関係機関・団体に対して専門的立場から技術的支援をしていきます。

◆ 府民主体の8020運動の推進

平成17年度に実施した中間評価時には、80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は18.0%であり、目標値の20%を達成するためには、引き続き府民運動として8020運動を浸透させていく必要があります。そのため、大阪府や(社)大阪府歯科医師会等は連携をさらに強化し、府民が主体となって8020運動が展開されるよう、積極的に支援していきます。

◆ 産学官民連携による推進

歯と口の健康づくりは、個人が行うセルフケア、歯科医師や歯科衛生士が行うプロフェッショナルケアが基本ですが、それを支える府や市町村、医療保険者、学校、事業所、歯科専門職種養成機関、口腔ケア関連企業等の活動が相乗され、大きな成果をあげることから、産学官民連携による生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進していきます。

◆ 定期的な歯科検診受診に対する啓発

う蝕（むし歯）や歯周病は自覚症状を伴わずに発生・進行し、ある程度進行した時点で症状が自覚されることが多いため、定期的に歯科検診を受診し、歯石除去や歯面清掃などの予防処置を受けることが重要です。そのため府等は、健康展や健康おおさか21推進府民会議による啓発活動等を通じて、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けるよう啓発に努めます。

◆ 歯間部清掃用器具使用についての啓発

通常使用する歯ブラシでは歯と歯の間の部分の歯垢を完全に取り除くことができません。そのため、歯と歯の間の部分からう蝕（むし歯）や歯周病が生じることが多いことから、府は、歯間部清掃用器具（デンタル・フロス、歯間ブラシ等）の使用を、市町村や(社)大阪府歯科医師会等の専門団体、健康おおさか 21・食育推進企業団加盟企業と協働して啓発に努めます。

◆ フッ化物歯面塗布の普及

フッ化物歯面塗布の回数に応じて、う蝕（むし歯）抑制効果が高くなることが認められていることから、乳歯の萌出状況にあわせ、府は母子歯科保健事業等の機会に、歯科診療所・市町村保健センター等でフッ化物歯面塗布を受けるよう啓発に努めます。

◆ 間食としての甘味食品、飲料の頻回飲食制限についての啓発

甘味食品・飲料の摂取回数が多くなるほど、う蝕（むし歯）にかかりやすいことが明らかとなっています。1日2回程度の間食習慣は広く普及していることから、府は「1日3回以上の摂取」を「頻回飲食」とし、幼児の健全な発育の観点から、間食内容を工夫し、時間を決めて飲食する習慣を身につけさせることにより「頻回飲食」の幼児を減らすよう、母子歯科保健事業等を通じて啓発に努めます。